

豊島区成年後見等利用促進協議会設置要綱（令和５年４月１日保健福祉部長決定）新旧対照表

旧規定	改正後
○豊島区成年後見等利用促進協議会設置要綱 令和５年４月１日 保健福祉部長決定 制定 令和５年 ４月１日 （設置） 第１条 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（令和３年１２月）に基づき「豊島区成年後見等利用促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。 （目的） 第２条 協議会は、後見等開始の前後を問わない制度に関する専門相談や、後見等の運用方針等について家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応する「チーム」を支援するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を構築することを目的とする。 （所掌事項） 第３条 協議会は、次に掲げる事項について審議し意見を述べるものとする。 （１） 中核機関の取組状況報告。 （２） 区民後見人の養成、支援に関すること。 （３） チーム支援の推進に関すること。 （４） 地域に共通する課題の共有、解決策の協議。 （５） 多職種間の連携強化による仕組みの構築。	○豊島区成年後見等利用促進協議会設置要綱 令和５年４月１日 保健福祉部長決定 制定 令和５年 ４月１日 <u>改正 令和５年１２月１日</u> （設置） 第１条 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（令和３年１２月）に基づき「豊島区成年後見等利用促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。 （目的） 第２条 <u>協議会は、権利擁護支援のため司法、医療、福祉等の関係機関による地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度を含む権利擁護支援の利用促進を図ることを目的とする。</u> （所掌事項） 第３条 協議会は、次に掲げる事項について審議し意見を述べるものとする。 （１） 中核機関の取組状況報告。 （２） 区民後見人の養成、支援に関すること。 （３） チーム支援の推進に関すること。 （４） 地域に共通する課題の共有、解決策の協議。 （５） 多職種間の連携強化による仕組みの構築。

(6) その他、制度の利用促進にかかる事項。

(構成)

第4条 協議会は委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が必要と認める者をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 弁護士

(3) 司法書士

(4) 社会福祉士

(5) 税理士

(6) 行政書士

(7) 民生・児童委員

(8) 金融機関職員

(9) 医療関係者

(10) 高齢者支援団体

(11) 精神または知的障害者支援団体

(12) 高齢者当事者団体

(13) 精神または知的障害者当事者団体

(14) 公証人

(15) 区民後見人

(16) 豊島区民社会福祉協議会事務局長

(17) 豊島区保健福祉部長

2 委員の任期は、3年以内とする。

(会長、副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

(6) その他、制度の利用促進にかかる事項。

(構成)

第4条 協議会は委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が必要と認める者をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 弁護士

(3) 司法書士

(4) 社会福祉士

(5) 税理士

(6) 行政書士

(7) 民生・児童委員

(8) 金融機関職員

(9) 医療関係者

(10) 高齢者支援団体

(11) 精神または知的障害者支援団体

(12) 高齢者当事者団体

(13) 精神または知的障害者当事者団体

(14) 公証人

(15) 区民後見人

(16) 豊島区民社会福祉協議会事務局長

(17) 豊島区保健福祉部長

2 委員の任期は、3年以内とする。

(会長、副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名によって選任する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて開催し、第3条に掲げる事項の検討を行う。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個人情報)

第7条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に対して守秘義務を負うものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部自立促進担当課及び豊島区民社会福祉協議会において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

- 2 会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名によって選任する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて開催し、第3条に掲げる事項の検討を行う。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個人情報)

第7条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に対して守秘義務を負うものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部自立促進担当課及び豊島区民社会福祉協議会において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日より施行する。